

公立玉名中央病院よりのお知らせ

選定療養費について

令和2年4月1日の診療報酬改定に伴い、厚生労働省の指導により全国的に一般病床200床以上の地域医療支援病院では他の医療機関からの紹介状をお持ちにならずに受診される場合は通常の診療費の他、下記の選定療養費をご負担いただくことになりました。

初診時選定療養費：税込 5500 円

他の医療機関からの紹介状をお持ちにならず当院を初診で受診される場合

再診時選定療養費：税込 2750 円

病状が安定し、他の医療機関へご紹介させていただいた後、紹介状をお持ちにならず当院を受診される場合

時間外選定療養費：税込 5500 円

この選定療養費は、限られた医療資源を有効に使うという目的の下、初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門治療は基幹病院で行うという医療機関相互の役割分担及び業務連携の推進を目的として、制定された制度です。当院では夜間の小児診療や救急も通常、対象となります。一方、紹介状が無くとも、次のような緊急性のある患者には適応されません。

- 受診後、そのまま入院となった場合
- 当院の医師により、注射・処置などのために救急外来を受診するように指示されていた場合
- 緊急処置（縫合処置、吸入等）を要する場合
- 当院で診療継続中の傷病の症状増悪によって、時間外の受診の必要があった場合
- 担当医師が、緊急性があると判断した場合

尚、救急車で来院されても緊急性がない場合はご負担いただきます。

何卒皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。